

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十条第一項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を更新しました。

平成三十年五月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	更新年月日
万葉クリニック	橿原市五井町二四七	平成三十年 五月一日
よしクリニック	生駒市北新町一―一八 森ビル三階	平成三十年 五月一日

二 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	更新年月日
こころ薬局	生駒市北新町一―一八 森ビル一階	平成三十年 五月一日
鈴木薬局箸尾店	北葛城郡広陵町大字的場一五二―一	平成三十年 五月一日